

# 青森県生活習慣病検診管理指導協議会について

---

青森県がん・生活習慣病対策課

令和2年10月27日

# 1. がん検診に関する協議会の位置付け（がん検診の事業評価の体制）

## 青森県生活習慣病検診管理指導協議会

### 【設置根拠】

- ・ [国通知] 健康診査管理指導等事業実施のための指針 等
- ・ [県要綱等] 青森県生活習慣病検診管理指導協議会設置要領 等

### 【所掌事務】

- (1) 生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病登録に関すること。
- (3) 検診従事者に対する講習会等に関すること。
- (4) がん登録事業により得られた資料の提供の可否に係る審査等に関すること。
- (5) 合議制機関に対するがん登録推進法の規定による意見聴取事項に関すること。
- (6) その他の必要な事項の検討に関すること。

### ②協議会への報告

県全体の事業評価、  
対策案の報告



### ③県への助言・指導

県の評価・対策案に係る協  
議、県への助言・指導



青森県

### ①市町村等の調査及び評価

チェックリストの実施状  
況、プロセス指標



### ④市町村等への助言・指導

検診機関への助言・指導通  
知、データの公表



国立がん研究センター

弘前大学

・ 国レベルの分析・評価の  
フィードバック、受託研  
究結果による提言等



### がん検診（対策型）を行う者

市町村  
〈実施主体〉

集団検診機関・個別検診機関（郡市医師会を含む）  
〈検診の受託者〉

1. チェックリストによる技術・体制の確認
2. がん検診の委託契約の締結、実施計画の作成
3. がん検診の実施
4. 地域保健・健康増進事業報告の作成・報告、プロセス指標の算出
5. 県及び市町村の事業評価に基づく改善

## 2. 協議会が、がん検診の事業評価のため確認する項目・指標

### (1) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針への対応状況

- ◆内容：死亡率の減少効果について科学的根拠のあるがん検診が、市町村の事業として行われるよう国が示した指針を順守しているかを確認する。
- ◆課題：[共通] 対象年齢の遵守 [乳・子宮頸] 検診間隔の遵守

### (2) 市町村チェックリスト実施率、検診機関チェックリスト実施率（＝技術・体制指標）の状況

- ◆内容：がん検診に関与する機関（市町村、検診機関、県）が、最低限整備するべき技術・体制について「事業評価のためのチェックリスト」に基づき点検し、その結果を実施率として数値化した指標を確認する。
- ◆課題：[共通] 市町村CL約50項目のうち特に重要な11項目の実施率向上、集団検診機関の実施率向上、個別検診機関の実施率把握

### (3) プロセス指標（受診率、精検受診率、要精検率、陽性反応適中度、がん発見率）の状況

- ◆内容：市町村のがん検診事業の各プロセス（受診者の募集、スクリーニング、精密検査への誘導、精密検査、事業評価）が適切に行われているかを評価するための指標を確認する。
- ◆課題：[共通] 精密検査受診率の向上、プロセス指標の評価

# 3. 令和元年度の市町村及び検診機関への助言・指導内容【全体事項】

「市町村におけるがん検診の精度管理水準の向上等の取組について」(2020.2.25青森県健康福祉部長通知)

## 1. 指針に基づくがん検診の実施

- ①「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、指定されたがん検診の方法を、指定された対象年齢と検診間隔で実施すること。

## 2. がん検診の実施体制（市町村）

### (1) 検診対象者の情報管理・受診勧奨

- ① 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。
- ② 複数年にわたりがん検診を受けていない者を把握し、積極的に受診勧奨を行うこと。
- ③ がん検診の未受診者に対して、当該年度内に個別の受診再勧奨を行うこと。
- ④ 喫煙者等のハイリスク群の受診に繋がるような方法を検討すること。

### (2) 受診者の情報管理

- ① 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。

### (3) 受診者への説明及び要精検者への説明

- ① 対象者に対して、受診勧奨時にがん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず精密検査を受診することが必要であること等を認識させる取組（広報、リーフレット等）の強化に努めること。（※1）
- ② 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示すること。

### (4) 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

- ① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善に努めること。（※1）
- ② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。（※1）
- ③ 精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。

### (5) 検診機関の質の担保

- ① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。（※1）
- ② 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと。

### (6) プロセス指標の集計

- ① 要精検率、がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別（集団と個別に分けるだけでなく個々の検診機関別に行う）、検診受診歴別に集計すること。

（※1）…市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましい事項。

## 3. がん検診の実施体制（集団検診機関）

- ①チェックリスト調査項目のうちで、現在実施されていない項目について改善を図ること。

※市町村及び検診機関に対しては、文書により個別に改善すべき事項についてもフィードバックしている。

## 4. 市町村・検診機関への助言・指導内容と改善状況

### (1) 市町村（指針に基づくがん検診の実施）

No	がん検診の種類 ( [ ] 内は通知時期)	指針を遵守する市町村数		
		区分	R1	R2
1	胃がん検診（胃部エックス線検査） [R1通知]	集団	36 / 40	34 / 38 →
		個別	17 / 21	18 / 22 ↑
2	大腸がん検診 [R1通知]	集団	33 / 40	33 / 39 ↑
		個別	20 / 26	24 / 28 ↑
3	肺がん検診 [R1通知]	集団	29 / 40	31 / 39 ↑
		個別	8 / 15	10 / 17 ↑
4	乳がん検診 [R1通知]	集団	16 / 40	17 / 39 ↑
		個別	13 / 30	14 / 30 ↑
5	子宮頸がん検診 [R1通知]	集団	12 / 40	14 / 39 ↑
		個別	12 / 36	14 / 37 ↑

## 4. 市町村・検診機関への助言・指導内容と改善状況

### (2) 市町村 (チェックリスト調査)

(※全ての検診で実施している市町村数)

No	助言・指導内容 ( [ ] 内は通知時期)	改善状況		
		区分	H27	R1
1	対象者全員に対して個別の受診勧奨を行う。 [H28～R1通知]	集団	23 / 40	33 / 40 ↑
2	未受診者に対して再勧奨を行う。 [H26～R1通知]	集団	5 / 40	11 / 40 ↑
3	個人別の受診台帳を作成する。(受診歴等の管理) [H26～R1通知]	集団	32 / 40	37 / 40 ↑
4	受診勧奨時にがん検診の意義や精密検査の必要性等をリーフレット等で説明する。 [H26～R1通知]	集団	4 / 40	39 / 40 ↑
5	精密検査の結果を漏れなく把握する。 [H26～R1通知]	集団	38 / 40	40 / 40 ↑
6	市町村・検診機関・精検機関で精検結果を共有する。 [H28～R1通知]	集団	31 / 40	38 / 40 ↑

## 4. 市町村・検診機関への助言・指導内容と改善状況

### (2) 市町村 (チェックリスト調査)

(※全ての検診で実施している市町村数)

No	助言・指導内容 ( [ ] 内は通知時期)	改善状況		
		区分	H27	R1
7	精密検査未受診者への個別の受診勧奨を行う。 [H28～R1通知]	集団	37 / 40	40 / 40 ↑
8	基準に沿った仕様書 (精度管理項目を明記) を作成し、 委託検診機関を選定する。 [H26～R1通知]	集団	7 / 40	36 / 40 ↑
9	検診機関へ精度管理評価をフィードバックする。 [H28～R1通知]	集団	0 / 40	33 / 40 ↑
10	プロセス指標を全体、性別・年齢5歳階級別、検診機 関別、検診受診歴別に集計し、把握する。 [H26～R1通知]	集団	6 / 40	23 / 40 ↑
11	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一 覧を提示する。 [R1通知]	集団	31 / 40	36 / 40 ↑

(※No10は全てのプロセス指標を把握している市町村の数)